

昭和三十年十一月二十日

原子力法体系要綱

原子力合同委員会

c111-004-006



まえがき

- 一、この原子力法体系要綱は、超党派で構成された衆参両院の原子力合同委員会において、十数回に亘る審議検討を経て出来あがったものである。
- 二、この原子力法体系要綱は、次の構成のもとに、とりまとめたものである。
 - 1 国会に両院原子力合同委員会を置くための国会法の一部改正案要綱、両院原子力合同委員会規程案要綱
 - 2 原子力の平和利用に関する事項の企画、審議及び決定をつかさどる原子力委員会の設置を含む原子力に関する基本法案要綱
 - 3 原子力並に科学技術行政を遂行する科学技術本部設置法案要綱、並に原子力の平和利用費及び科学技術費処理要綱案（閣議決定案）
 - 4 原子力に関する基本法案要綱に基づき、関係法として制定される原子力研究開発公社案大綱、原子力採鉱精練公社案大綱、燃料資源開発促進法案要綱、鉱業法の一部を改正する法律案、放射線障害防止法案要綱
- 三、この原子力法体系要綱に、附録として、一九五五年九月六日、原子力平和利用調査国會議員団がニュー・ヨーク タイムズに宛てた公開の手紙と、九月十二日に発表した共同声明をそえて、参考に資することとした。
- 四、衆参両院の原子力合同委員会の構成メンバーは次の通りである。

この原子力法体系要綱のとりまとめに当つては、国立国会図書館専門調査員内田源兵衛、菅田清治郎の両君の協力を得たことを附記しておく。

昭和三十年十一月二十日

原子力合同委員会

委員	長	中	曾	根	康	弘	委員	員	匹	野	彦	吉
理事	事	事	事	事	事	事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
理事	事	事	事	事	事	事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
理事	事	事	事	事	事	事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
委員	員	白	川	一	重	義	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		松	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		村	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		田	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		藤	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		憲	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		三	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		野	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		池	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		信	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		一	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		三	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		吉	前	重	義	治	〃	〃	〃	〃	〃	〃

目次

- 一、国会関係 1
 - 1 国会法一部改正要綱 1
 - 2 両院原子力合同委員会規程案要綱（両院議決案） 1
- 二、基本法関係 4
 - 1 原子力に関する基本法案要綱 4
- 三、原子力行政を含む科学技術行政関係 9
 - 1 科学技術本部設置法案要綱 9
 - 2 原子力の平和利用費及び科学技術費処理要綱案（閣議決定） 16
- 四、関係法関係 19
 - 1 原子力研究開発公社法案大綱 19
 - 2 原子力探鉱公社法案大綱 22
 - 3 核燃料資源開発促進法案要綱 25
 - 4 鉱業法の一部を改正する法律案 26
 - 5 放射線障害防止法案要綱 26
- 五、附 録 37
 - 1 共同声明 37
 - 2 ニュー・ヨーク タイムズに対する公開手紙 38

（日本文） 38
 （英文） 39

一、国会関係

1 ◎国会法一部改正案要綱

国会に両院原子力合同委員会を設置するため、国会法を次のように改正する。

- 一、国会法に新一章を設け、両院原子力合同委員会に関する事項を規定する。
- 一、両院原子力合同委員会は、原子力及び科学技術に関し、左の各号の事項を処理する。
 - 1 問題となるべき事実を指摘して、両議院に勧告する。
 - 2 新立法の提案又は現行の法律及び政令に関し、両議院に勧告する。
 - 3 発議又は提出されたる議案に関し、両議院に勧告する。
 - 4 予算案を審査して、その結果を両議院に勧告する。
 - 5 原子力委員会委員の任命に関する国会の同意につき、両議院に勧告する。
- 一、両院原子力合同委員会は、衆議院から選任された十八人の委員及び参議院から選任された十人の委員でこれを組織し、その委員長には委員において互選されたものが、これに当る。委員の任期は、議員としての任期による。
- 一、両院原子力合同委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことがない。

2 ◎両院原子力合同委員会規程案要綱（両院議決案）

国会に、両院原子力合同委員会を設置するため、国会法の一部を改正する際、両議院の議決により関係規程として制定する。

- 一、両院原子力合同委員の委員長は、無記名投票でこれを行う。
投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじで当選人を定める。
但し、投票によらないで動議その他の方法で委員長を選任することができる。
- 委員長が選任されるまでは、委員中の年長者がこれを管理する。
- 一、両院原子力合同委員の委員長の辞任は、委員会においてこれを決する。
- 一、両院原子力合同委員会の委員は、正当の理由がなければその任を辞することができない。

- 委員がその任を辞そうとするときは、理由を附し委員長を経由して、その属する議院の許可を得なければならない。但し、閉会中はその属する議長がこれを許可することができる。
- 一、両院原子力合同委員会の委員が欠けたときは、その委員の属する議院は、その補欠の選任を行なわなければならない。但し、その院の議長が補欠を指名することができる。
- 一、両院原子力合同委員は数人の理事を互選する。
- 一、委員長に事故があるときは、委員長指名の理事が委員長の職務を行う。
- 一、両院原子力合同委員会開会の日時は、委員長がこれを定める。
- 一、委員の半数以上が連名で要求したときは、委員長は委員会を開かなければならない。
- 一、両院原子力合同委員会は、各議院の会議中でもこれを開くことができる。
- 一、両院原子力合同委員会は、各議院から選任された委員の各々半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 一、両院原子力委員会が勧告案を議決するには、出席委員の四分の三以上の多数によることを要する。
- 一、その他の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 一、両院原子力合同委員会の委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 一、両院原子力合同委員会の委員長又はその代理者は、いずれの議院の会議又は委員会においても意見を述べることができる。
- 一、各議院の議長及び委員長は、両院原子力合同委員会に出席して意見を述べることができる。
- 一、両院原子力合同委員会は、委員会議に出席して意見を述べようとする議員があるときは、その意見を聴くことができる。
- 一、両院原子力合同委員会は、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を要求することができる。
- 一、両院原子力合同委員会は、両議院に対し勧告しようとするときは、その決議を要する。
- 一、両院原子力合同委員会が、原子力及び科学技術に関し問題となるべき事を指摘し又は新立法の提案若しくは現行の法律及び政令又は発議若しくは提出されたる議案に関して両議院に勧告し、又は関係予算案を審査して、その結果を両議院に勧告し、又は原子力委員会委員の任命に関する国会の同意につき、両議院に勧告するときは、勧告の要旨及びその理由を文書で委員長から、各議院の議長に提出しなければならない。

- 一、両院原子力合同委員会は、会議録を作り出席者の氏名、表決の数その他必要な事項を記載しなければならない。
- 一、両院原子力合同委員会の会議録は、これを印刷して両議院の議員に配付する。但し、秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分については、この限りでない。
- 一、両院原子力合同委員会において、懲罰事犯があるときは、委員長はこれをその委員の属する議院の議長に報告して、処分を求めなければならない。
- 一、両院原子力委員会の事務は、各議院の参事がこれを掌理する。

二、基本法関係

1 原子力に関する基本法案要綱

一、総則

1 目的

原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、學術の進歩と産業の振興を図り、以つて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

2 基本方針

原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限り、民主的な運営のもとに、自由な研究を促し、成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

二、定義

- 1 核燃料とは、原子核の分裂、転換の過程によりエネルギーを発生せしめうる物質をいう。
- 2 核燃料資源とは核燃料の原料たる資源をいうものとする。
- 3 核燃料物質とは核燃料および核燃料資源をいうものとする。
- 4 放射線とは、高エネルギーをもつ電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

三、原子力委員会

(設置)

(一) 原子力の平和利用に関する事項の企画・審議及び決定のため、内閣の所轄の下に原子力委員会を置く。

(所掌事務)

- 1 原子力の平和利用に関する基本施策に関する事項。
- 2 原子力の平和利用に関する重要研究の推進に関する事項。

3 関係各行政機関における原子力の平和利用に関する事項の総合調整に関する事項。

4 原子力平和利用費及びその認証に関する事項。

5 核分裂性物質の管理に関する事項

6 研究者・技術者の養成訓練に関する事項

7 原子力の開発に関する機関の監督に関する事項

(権限)

(一) 原子力委員会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出説明、意見の開陳、その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

(一) 原子力委員会は、委員七名をもつて組織する。

1 委員のうち三名を常任とし、他の四名は非常任とする。

2 委員は左に掲げる者をもつて充て、内閣が推薦し、国会の同意を経て、これを任命する。

3 委員の身分は特別職とする。但し、科学技術本部総裁たる委員を除く常任の委員は兼務又は兼業をみとめない。

4 委員の任期は四年(当初の委員の任期は二年と四年に分つ)とし、二年毎に半数を改任する。但し、科学技術本部総裁はその在任中委員の職にあるものとする。

5 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は再任されることができる。

7 委員は辞任することができるが、心身の重大な故障又は処罰を受けたる場合を除き、内閣の都合により解任することはできない。

(運営)

(一) 原子力委員会の運営は会議制とし、委員長は委員の互選により会議を主催する。

原子力委員会の会議は委員の四名以上が出席するものでなければ開くことができない。

委員会の議決には委員の過半数を要するものとする。

(イ) 原子力委員会の外部に対する意思の表示は、委員会の名においてこれを行うものとする。

(ロ) 原子力委員会の所掌事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

(ハ) 本規程に定めるもののほか、原子力委員会の運営に関し、必要な事項は、本委員会がこれを定める。

(ニ) 諮問機関

四、原子力委員会に諮問機関を置く。

四、原子力の開発に関する公社

1 原子力の平和利用に資する目的をもって、政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わしむるため原子力研究開発公社を、核燃料資源及び物質の採鉱、採鉱、精錬、管理等を行わしむるため原子力採鉱精錬公社を置く。

2 公社の規程は、法律をもって別にこれを定める。

五、原子力に関する鉱物の開発取得

1 核燃料資源に関する鉱業権又は租鉱権の設定及び行使に関しては、鉱業法の規定にかかわらず、法律をもって特別の定をすることができる。

2 政府は、その指定する者に対し、核燃料資源を買取るべきことを命じ、又は核燃料資源の生産者又は所有者若しくは管理者に対し、政府の指定する者に核燃料資源を譲渡すべきことを命ずることができるものとする。

3 核燃料資源の輸入又は輸出については、政府の許可を要するものとする。

4 核燃料資源の買取、その他の取得及び精錬は、政府の指定するもののほか、これを行うことができないものとする。

5 政府は、核燃料資源の鉱業権者又は租鉱権者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することができるものとする。

六、核燃料の管理

1 核燃料は、これを生産し、輸入し、輸出し、所有若しくは所持し、譲渡し、譲受け、又は使用、若しくは輸送してはならないものとする。

但し、政府が必要と認めて許可した場合は、この限りでないものとする。

2 政府は、前項により許可した場合、核燃料を所有者若しくは所持する者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることができるものとする。

七、原子炉の管理

1 原子炉を建設しようとする者は、政府の許可を受けなければならないものとする。これを改造し、又は移動しようとするときも同様とする。

2 原子炉を譲渡し、又は譲受けようとする者は、政府の許可を受けなければならないものとする。

3 前二項の許可を受けて原子炉を建設し、改造し、移動し、又は譲受けたる者は、操作開始前に運転計画を定めて、政府の認可を受けなければならないものとする。

八、特許発明等の取扱

1 政府は、原子力に関する特許発明につき、必要あるときは、特許法第一五条及び第四〇条の規定により措置するものとする。

2 国内に居住する者は、国外に対し、原子力に関する特許発明を譲渡し、又は譲受をなし若しくは技術に関する契約をなし、又はなさんとするときは政府の承認をうけるものとする。

3 政府は、原子力に関する特許発明に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を与えることができるものとする。

九、放射線による障害防止

放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定その他保安、保健等の取扱いに関する規程は、これを別に定めるものとする。

十、報告

政府は、原子力の研究、開発及び利用に関し、必要あるときは、関係人に対し必要な報告をもとめることができる。

十一、立入検査

1 政府及び認可を受けた者は、原子力の生産又は利用若しくは、これに関連する事項の調査のため、土地、建物、工場その他必要な場所に入入り、且つ検査することができるものとする。

2 前項の調査に当りては、その身分及び権限を示す証票を携帯せねばならないものとする。

- 十二、補 償
- 1 核燃料資源の開発のため、政府若しくは政府の指定する者が本法に基づき土地に関する権限を行使し、当該土地の所有者、及び関係人に与えたる損失に対しては、補償を行わねばならないものとする。
 - 2 核燃料資源の開発のため、政府若しくは政府の指定する者が本法に基づき、鉱業権又は租鉱権及びその附随する権利に関し、当該権利の所有者及び関係人に与えた損失に対しては、補償を行わねばならないものとする。
- 十三、罰 則

三、原子力行政を含む科学技術行政関係

1 科学技術本部設置法案要綱

(目的)
一、この法律は、科学技術本部の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

一、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、科学技術本部を設置する。

(任務)

一、科学技術本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 科学技術（自然科学に関するものに限る。以下同じ。）に関する総合的かつ基本的な企画立案及び実施。
- 2 各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の総合調整及び推進。
- 3 内外の科学技術の調査及び普及推進。
- 4 資源の総合的利用に関する事項。
- 5 原子力委員会の決定したる事項の実施その他、原子力委員会の委員に基づく原子力の平和利用に関する事項。
- 6 鉱工業の科学技術及びこれに関連する科学技術に関する事項。
- 7 工業所有権に関する事項。

(権限)

一、科学技術本部は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 1 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 2 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

- 3 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 4 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材を調達すること。
- 5 不要財産を処分すること。
- 6 職員の内免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 7 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。
- 8 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 9 所掌事務の監察を行い法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。
- 10 科学技術本部の公印を制定すること。
- 11 科学技術に関する総合的かつ基本的な施策を企画立案すること。
- 12 科学技術に関する研究及びその実用化の促進に関する事項の総合的かつ基本的な企画立案を行うこと。
- 13 各行政機関の所管に関する事項の総合調整及び推進を行うこと。
- 14 各行政機関の所管に属する科学技術に関する予算の要求及び施行について関係機関の意見を徴し、総合調整を行うこと。
- 15 科学技術に関する国際的事業の実施に関する事項をとりまとめること。
- 16 科学技術行政協議会の審議を経た日本学術会議の答申又は勧告につき必要な行政措置を講ずること。
- 17 所掌事務に関する統計及び調査資料を収集し、作成し、頒布し、及び刊行すること。
- 18 内外の科学技術に関する情報を収集し、及び提供すること。
- 19 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 20 資源の総合的利用及び防災に関する調査を行うこと。
- 21 各行政機関の資源の利用及び防災に関する事務の総合調整及び推進を行うこと。
- 22 原子力委員会の決定せる事項を実施し、並びに原子力の平和利用に関する施策を企画し、及び実施すること。
- 23 原子力の平和利用に関する重要研究の推進を行うこと。
- 24 各行政機関の所管に属する原子力の平和利用に関する事項の総合調整及び推進を行うこと。
- 25 核分裂性物質を管理すること。

- 26 原子力に関する研究者・技術者の養成訓練に関する事項。
- 27 原子力の開発に関する機関を監督すること。
- 28 原子力平和利用費を所管し、認証及び配布の事務を行うこと。
- 29 鉱工業の科学技術に関する研究等を行うこと。
- 30 工業標準を制定すること。
- 31 航空技術の総合研究を行うこと。
- 32 弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。
- 33 工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。
- 34 工業所有権を登録すること。
- 35 工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。
- 36 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき科学技術本部に属させられた権限。）
（内務部局）
一、科学技術本部に、総裁官房及び次の三局を置く。
企画調整局
調査普及局
資源局
（総裁の特別な権限）
一、総裁は、科学技術の振興のため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出説明及び意見の開陳を求めることができ、
二、総裁は、科学技術の振興のため特に必要があるときは、関係行政機関の長に対し、科学技術に関する当該行政機関の重要な政策及び計画の立案について勧告することができる。
（特別な職）
一、1 科学技術本部に、次長一人を置く。

- 2 次長は、総裁を助け、部務を整理する。
 - 3 科学技術本部に、科学審議官十五人以内を置く。
 - 4 科学審議官は、命を受け、科学技術本部の所掌事務に関する重要な方針の決定について総裁を補佐する。局長は科学審議官を兼任する。
 - 5 科学技術本部に、調査官五人以内を置く。
 - 6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。
- (総裁官房の事務)
- 一、総裁官房においては、科学技術本部の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。
- 1 機密に関すること。
 - 2 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
 - 3 総裁の官印及び本部印を保管すること。
 - 4 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保有すること。
 - 5 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 6 行政財産及び物資を管理すること。
 - 7 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
 - 8 行政の考査を行うこと。
 - 9 法令案その他公文書類の審査を行うこと。
 - 10 前各号に掲げるもののほか、科学技術本部の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
- (企画調整局の事務)
- 一、企画調整局においては、次の事務をつかさどる。
- 1 科学技術に関する総合的かつ基本的な施策を企画立案すること。
 - 2 科学技術に関する研究及びその実用化の促進に関する事項の総合的かつ基本的な企画立案を行うこと。
 - 3 各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の総合調整及び推進を行うこと。

- 4 科学技術に関する研究、試験等の助成その他科学技術の振興を図るための交付金、補助金等並びに政府所管の研究所、試験所、委託研究等に要する予算の要求及び施行について関係機関の意見を徴し、その総合調整を行うこと。
 - 5 科学技術に関する国際的事業の実施に関する事項をとりまとめること。
 - 6 科学技術行政協議会の審議を経た日本学術会議の答申又は勧告につき必要なる行政措置を講ずること。
- (調査普及局の事務)
- 一、調査普及局においては、次の事務をつかさどる。
- 1 科学技術本部の所掌事務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び統計を作成すること。
 - 2 内外の科学技術に関する動向の調査及び分析を行い、その結果を利用に供すること。
 - 3 広報に関すること。
- (資源局の事務)
- 一、資源局においては、次の事務をつかさどる。
- 1 資源の総合的利用に関する調査を行うこと。
 - 2 各行政機関の資源の利用に関する事務の総合調整及び推進を行うこと。
 - 3 防災に関する調査を行うこと。
 - 4 各行政機関の防災に関する総合調整及び推進を行うこと。
- (外局)
- 一、科学技術本部に、次の外局を置く。
- 原子力総局
工業技術院
- 特許庁
- 一、原子力総局においては、次の事務をつかさどる。
- 1 原子力委員会の決定せる事項を実施し並びに原子力委員会の委任に基づき原子力の平和利用に関する施策を企画し及び実施すること
 - 2 原子力の平和利用に関する重要研究の推進を行うこと。

- 3 各行政機関の所管に属する原子力の平和利用に関する事項の総合調整及び推進を行うこと。
 - 4 核分裂性物資を整理すること。
 - 5 原子力に関する研究者、技術者の養成訓練に関すること。
 - 6 原子力の開発に関する機関を監督すること。
 - 7 原子力平和利用費を所管し、認証及び配付の事務を行うこと。
 - 一、原子力総局に長官を置き、特別職とする。
 - 一、原子力総局の設置、組織については別に定める。
 - 一、原子力総局に関するその他の事項については行政組織法の規定による庁に準ずるものとする。
- 工業技術院
- 一、工業技術院は、通産省より科学技術本部に移管し、行政組織法の規定による庁に準ずるものとする。
 - 一、工業技術院に院長を置く。
 - 一、工業技術院の設置組織規程については、別に定める。
- 特許庁
- 一、通産省特許庁を科学技術本部に移し、特許庁とする。
 - 一、特許庁に長官を置く。
 - 一、特許庁の設置、組織規程については、別に定める。
- (附属機関)
- 一、別項に規定するもの、ほか、科学技術本部に各省より移管して、次の附属機関を置き、特記するものほかは、工業技術院に所属せしめる。

通 産 省

- 機械試験所 (名称を研究所に改める。)
- 東京工業試験所 (名称を研究所に改める。)
- 大阪工業技術試験所 (名称を研究所に改める。)
- 名古屋工業技術試験所 (名称を研究所に改める。)

所 管

- 発酵研究所
- 地質調査所 (資源調査所に改め、資源局に所属せしめる。)
- 電気試験所 (計量試験部門は現状通りとし名称を研究所に改める。)
- 資源技術試験研究所 (資源局に所属せしめ、名称を研究所に改める。)

郵政省所属 電波研究所
総理府所管 航空技術研究所

(その他の附属機関)

一、次の表の上欄に掲げる機関は、科学技術本部の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

科学技術行政協議会 政に反映させるための諸方策及び関係各行政機関相互の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。

資源調査審議会 資源の総合利用のための方策及び関係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に關し調査審議すること。

航空技術審議会 航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二百二号)の規程によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

一、科学技術行政協議会法を改め、総理府より科学技術本部に移管し、会長は科学技術本部総裁(国務大臣)とする。

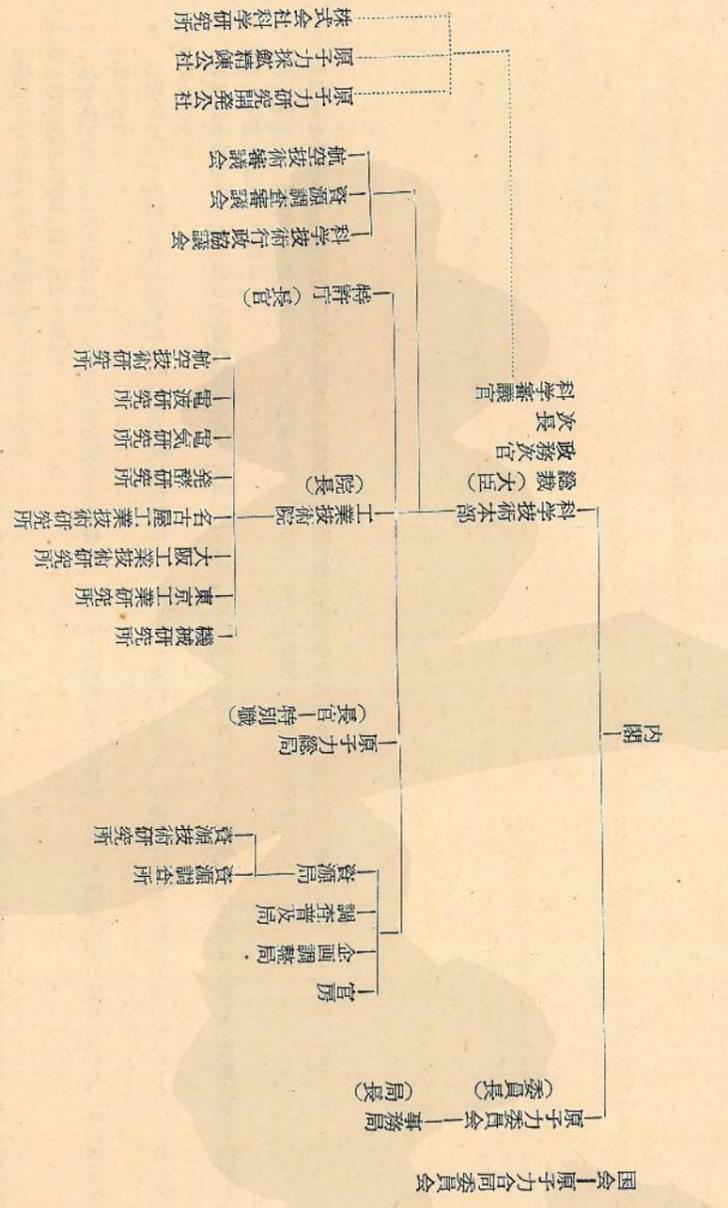
一、資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)を廃止し、事務局は資源局に移管する。

一、航空技術審議会設置法を改め、総理府より科学技術本部に移管し、会長は科学技術本部総裁とする。

(科学技術本部の監督する機関)

一、科学技術本部は、次の機関を監督する。

- 1 原子力研究開発公社
 - 2 原子力探鉱精錬公社
 - 3 株式会社科学研究所
- 一、原子力研究開発公社、原子力探鉱精錬公社の組織については別途法律による。
 (職員)
- 一、科学技術本部に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事整理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。
 (定員)
- 一、科学技術本部に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
 附 則
 (略)
- 2 原子力の平和利用費及び科学技術費処理要綱案(閣議決定)
- 一、原子力の平和利用費に関する事項
- 1 科学技術本部の所定費目に、原子力平和利用費なる一項目を設け、科学技術本部所要経費のほか、各省庁の関係事業費を一括計上するものとする。
 - 2 各省が原子力の平和利用に関する事業を実施せんとするときは、科学技術本部の認証を受けることを要する。
 - 3 前号の認証に当つては、科学技術本部は順位を定め定められたる予算の範囲内において必要と認むる額を認証する。事業が適当でないとき、科学技術本部は認証を拒否することができる。
 - 4 第2により認証する金額は一ヶ年分とする。
 - 5 第2により認証を受けたる事業については、各省は事業終了後は会計年度終了後二月以内に実施状況報告書を提出することを要する。
- 5 科学技術本部において認証した金額は科学技術本部所定費目より配付する。



6 科学技術本部は事業実施の方法が適當でないと思ふときは未だ使用又は契約しない資金の返還を命ずることができる。
7 原子力平和利用事業を所管する官庁は各事業毎に科学技術本部の定める所に従い経理に関する詳細な記録を保存し、科学技術本部の要求あるときは、之を提示することを要する。

二、科学技術費の総合調整に関する事項

1 科学技術本部は本部所管以外の科学技術に関する経費につき、予算の要求及び施行について関係機関の意見を徴し、総合調整を行うものとする。
2 前項において調整された意見については、関係機関は予算の概算要求に當つて、大蔵省は予算の編成に當つて、十分にこれを尊重するものとする。
3 科学技術本部は、1によつて総合調整を行う事項について、その実施状況等につき、関係機関の意見を徴し、調整意見を決定し、これを当該関係機関に提示する。
4 関係機関は、予算の実施に當つても、調整された意見を、十分に尊重するものとする。
5 科学技術本部は、本部所管以外の他官庁所管の科学技術費の使用状況につき、報告書の提示を求めることができる。

四、関係法関係

1 原子力研究開発公公司法案大綱

一、目的

- 1 原子力の開発に関する研究
- 2 同 実 験
- 3 その他原子力の開発促進に必要な事項
- 4 右三項により原子力の平和利用に寄与する。

二、法人格

公社は法人とする。

三、事務所の設置

- 1 公社は主たる事務所を東京都に置く。
- 2 必要な地に従たる事務所を置くことができる。

四、出資金

公社の資金は、政府が予算の範囲内で全額出資するものとする。

五、登記

公社は、登記しなければならない。

六、名称の使用

公社以外のものは、この公社の名称を使用してはならない。

七、役員及び職員

- 1 総裁一人、副総裁一人、理事五人以内、監事二人以内を置く。
 - 2 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。
- 副総裁は、総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときは、その職務を行

理事は、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは、総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

監事は、公社の会計を監査する。

3 総裁、副総裁は原子力委員会の推薦にもとづき、内閣が任命する。

理事は総裁の推薦にもとづき、内閣が任命する。

監事は、原子力委員会の意見をき、内閣が任命する。

4 総裁、副総裁、理事の任期は四年、監事の任期は二年とする。

補欠役員は、前任者の残任期間とする。

役員は再任されることが出来る。

役員は辞任することが出来るが心身の重大な故障又は処罰を受けた場合を除き、内閣の都合により解任することはできない。

5 役員は欠格条項。

次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員。

(2) 政党の役員。

(3) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(4) 前号に掲げる事業の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

6 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

7 代表権の制限

公社と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公社を代表する。

8 公社に参与若干名を置く、参与は公社の重要な業務に参与し、及び総裁の諮問に応ずるものとする。

9 役員、参与及び職員は刑法其の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

八、業務の範囲

1 原子力開発に関する基本及び総合的研究

2 原子力の学術及び産業への応用に関する研究及び実験

3 原子炉による発電に関する実験

4 放射性同位元素の利用に関する研究及び実験

5 その他原子力の実用化に関する研究及び実験

6 原子炉の設計、建設及び操作

7 前各号の業務に係る成果の普及

8 原子力に関する技術者、研究者の養成、訓練

9 前各号にかかざるものほか、公社の目的達成に必要な業務

九、予算及び決算

1 予算の作成と提出

公社は、毎事業年度の予算を作成し、科学技術本部総裁に提出しなければならない。

2 決算の報告

1 公社は毎事業年度予算の区分にしたがい、その実施の結果をあらかじめした報告書を作製し、科学技術本部総裁に提出しなければならない。

2 内閣は、公社の決算書類を国会に提出しなければならない。

十、事業計画及び財務

1 公社は、毎事業年度の開始前にその事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、科学技術本部総裁の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

2 政府は公社に対し資金の貸付をし、或は当該事業年度に限り国庫余裕金を一時使用させることができる。

3 公社は、資金を借入れようとするときは、科学技術本部総裁の認可を要する。

- 4 公社は剰余金の処分をしようとするときは、科学技術本部総裁の認可をうけなければその効力を生じない。
- 5 公社は毎事業年度経過後約三月以内にその事業年度の財務諸表及び決算報告書並びに事業報告書を科学技術本部総裁に提出しなければならない。
- 6 公社は、重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、科学技術本部総裁の認可をうけなければならない。

十一、監督

- 1 公社は、原子力委員会の決定事項にもつき、科学技術本部総裁が監督する。
- 2 科学技術本部総裁は、この法律を施行するため必要があるときは公社に対し業務に監督上必要な命令をすることができる。
- 3 科学技術本部総裁はこの法律を施行するため必要があるときは、公社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に公社の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。
- 5 前々項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

- 一、公社に対しては、国税及び地方税は原則として免除するものとする。
- 二、公社の役員、参事及び職員との給与については、特別にこれを定め、公務員よりの転職者の恩給については、公務員に準ずるものとする。

備 考

2 原子力採鉱精錬公社法案大綱

一、目 的

核燃料及び物質の採鉱、採鉱、精錬、管理等を行い原子力の平和利用に資すること。

二、業務の範囲

1 核燃料資源の採鉱

- 2 同 採鉱
 - 3 同 精錬
 - 4 核燃料資源及び物質の輸出入、買取その他の取得
 - 5 核燃料資源及び物質の管理及び販売
 - 6 核燃料及びその廃物の分離及び処理
 - 7 生産物の販売
 - 8 以上各項に対する研究、調査、資料の蒐集及び普及
 - 9 前各項に関する技術上の訓練養成
 - 10 その他前各号に掲げるもののほか、公社の目的達成に必要な事業
- 三、鉱業権の譲渡等
- 鉱業権及び租鉱権の譲渡等については、科学技術本部総裁の認可を要する。
- 四、利益金及び損失の処分
- 公社は、利益金の処分については、科学技術本部総裁の認可を受けなければならない。損失の処分についても亦同じ。
- 五、特権事項
- 1 核燃料資源の買取、その他の取得及び精錬並びに核燃料資源及び物質の輸出入は、本公社以外のものには、これを認めない。
 - 2 放射性物質及び放射性汚染物の廃棄物で、政府の定めるものは本公社に引渡さなければならない。
- 六、前各項以外の事項は原子力研究開発公社の例による。
- 3 核燃料資源開発促進法案要綱(案)
- 第一 目 的
- この法律は、原子力基本法に基き、核燃料資源の開発を促進し原子力の急速な開発をはかることを目的とする。
- 第二 定 義
- この法律において「核燃料資源」とは、ウラン鉱およびトリウム鉱をいう。
- 第三 土地および事業所への立入等

- 1 主務大臣は、核燃料資源の探鉱を行うため、測量または表地調査を行う必要があると認めるときは、政府の職員または主務大臣の指定する者をして他人の土地または鉱業権者もしくは租鉱権者の事業所もしくは事務所に立ち入り、または支障となる竹木を伐採し、または資料を収集（以下「土地および事業所への立入等」という。）させることができるものとする。
- 2 主務大臣または、主務大臣の指定する者は、土地および事業所への立入等を行うときは、土地および事業所への立入等を行うとする日の五日前までに、その旨を土地または竹木の所有者および占有者ならびに鉱業権者および租鉱権者に通知するものとする。この場合において、土地もしくは竹木の所有者もしくは占有者が知れないとき、または土地もしくは竹木の所有者もしくは占有者または鉱業権者もしくは租鉱権者の所在が不明なときは、土地もしくは竹木の所有者もしくは占有者にあつては、土地の所在地の、鉱業権者もしくは租鉱権者にあつては、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場またはこれに準ずるもの掲示場に、その旨を掲示するものとする。

- 3 前項の立入調査に当りては、その身分及び権限を示す証票を携帯せねばならないものとする。
- 4 政府または主務大臣の指定した者は、土地および事業所への立入等により生じた損失を補償するものとする。

第四 土地および事業所の使用

- 1 主務大臣は、核燃料資源の探鉱を行うため、試すいし、坑口もしくは坑井を開設し、坑道を掘さくし、または探鉱作業に必要な機械設備を設置（以下「試すい等」という。）することが必要であると認めるときは、試すい等に必要な限度において、他人の土地または鉱業権者もしくは租鉱権者の事業所を使用し、または主務大臣の指定する者をして使用させることができるものとする。
- 2 主務大臣または主務大臣の指定する者は、試すい等を行うため、他人の土地または鉱業権者もしくは租鉱権者の事業所を使用しようとするときは、その使用しようとする日の三十日前までに、その旨を土地の所有者および占有者ならびに租鉱権者および占有者ならびに租鉱権者に通知するものとする。この場合において、土地の所有者または占有者の知れないとき、または土地の所有者もしくは占有者または鉱業権者もしくは租鉱権者の所在が不明なときは、土地の所有者もしくは占有者にあつては、土地の所在地の、鉱業権者もしくは租鉱権者にあつては、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場またはこれに準ずるもの掲示場に、その旨を掲示するものとする。
- 3 土地の所有者もしくは占有者または鉱業権者もしくは租鉱権者は、前項の通知を受けた日から二十日以内に、土地の使用の場合にあつては土地調整委員会に、事業所の使用の場合にあつては主務大臣に異議の申立をすることができるものとする。

- 4 前項の異議の申立は土地または事業所の使用を停止しないものとする。ただし、土地調整委員会または主務大臣は、土地または事業所の使用により生ずることのある償うことのできない損害を避けるため、緊急の必要があると認めるときは、主務大臣または主務大臣の指定する者に土地の使用を停止させまたは事業所の使用を停止させまたは停止させるものとする。

- 5 第一項および第二項の土地または事務所の使用に当つては、その身分および権限を示す証票を携帯せねばならないものとする。

- 6 政府または主務大臣の指定した者は、土地および事業所の使用により生じた損失を補償するものとする。

第五 報告および資料の閲覧等

- 1 主務大臣は、核燃料資源の探鉱を行うため必要があるときは、核燃料資源の探鉱に必要な限度において、鉱業権者もしくは租鉱権者から鉱床の状態および探鉱の結果等に関する報告を徴し、または鉱業権者もしくは租鉱権者に資料の閲覧もしくは提出を求めることができるものとする。

- 2 前項の主務大臣の権限は、主務大臣の指定する者をして行わしめることができるものとする。

- 3 政府または主務大臣の指定する者は、資料の提出または資料の収集により生じた損失を補償するものとする。

第六 鉱業法の特例

- 1 鉱業権者は、鉱業法第六十七条の規定により主務大臣の指定する者に届出て、核燃料資源の存在の確認を受けなければ、核燃料資源を掘採してはならないものとする。

- 2 石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石および耐火粘土を目的とする鉱業権の鉱区について、核燃料資源の存在の確認を受ける場合においては、鉱業法第十四条第二項の適用を排除する旨規定するものとする。

- 3 主務大臣は、鉱業権者又は租鉱権者にして核燃料資源の掘採を行わない者に対しては、その掘採を命ずることができるものとする。

- 4 主務大臣は、前項の規定に基づき、掘採を命ぜられた者にして、尙掘採を行わない場合においては、政府の指定する者をして代出鉱を行わしめることができるものとする。

- 5 主務大臣は、前二項による尙核燃料資源開発の目的を達しがたしと認める場合においては、主務大臣の指定する者をして鉱業権又は租鉱権を買取らせることができるものとする。

- 6 前項の買取価格については、主務大臣の諮問機関として、鉱業権評価審査会を設置するものとする。
- 7 政府は、第三項または第四項より生じた損失を補償するものとする。

第七 核燃料資源探鉱助成金及び奨励金

- 1 政府は、核燃料資源を目的とする鉱業権または租鉱権に係る鉱業権者または租鉱権者にたいし、予算の範囲内において、核燃料資源探鉱助成金を交付することができるものとする。
- 2 核燃料資源探鉱助成金は、当該鉱業権者または租鉱権者に相当の収益が生じた場合においては、その交付した核燃料資源探鉱助成金の全部または一部に相当する金額を国に納付させることができるものとし、これに必要な規定をおくものとする。
- 3 政府は、核燃料資源の探鉱を促進するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、核燃料資源の探鉱に寄与した者に対して、奨励金を交付することができるものとする。

第八 罰 則

第九 附 則

- 1 土地調整委員会設置法の一部を改正して、本法に基づく土地の使用に関する異議を裁定する旨を規定するものとする。
- 4 鉱業法の一部を改正する法律(案)
鉱業法第三条中「(セーデルコロン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。の下に「ウラン鉱、トリウム鉱」を加える。

附 則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

5 放射線障害防止法案要綱(案)

第一章 総 則

第一 目 的

この法律は、原子力基本法に基き、放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定その他保安、保健等の取扱及び放射性汚染物件の検査、処理の方法等を規制することを目的とする。

第二 定 義

この法律において「放射線」とは、高エネルギーをもつ電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつものであることとする。

2 この法律において「放射性物質」とは、放射線を生ずる物質(容器を含む。以下同じ。)であつて、政令で定めるものをいうこと。

3 この法律において「放射線発生装置」とは、放射線を生ずる装置(部品及び容器を含む。以下同じ。)であつて、政令で定めるものをいうこと。

4 この法律において「放射性汚染物件」とは、放射性物質により汚染され、政令で定める基準以上に放射能のある物件であつて放射性物質以外のものをいうこと。

第三 適用除外

この法律の規定は第二の2は規定する物であつてその放射線の強さ又は放射能の大きさが政令で定める数値以下のものを取扱う場合には、適用しないこと。

第二章 事業及び流通

第四 製造の許可

放射性物質又は放射線発生装置の製造(加工及び修理を含む。以下同じ。)をしようとする者(以下製造者という。)は、製造所ごとに、科学技術本部総裁の許可を受けること。

第五 販売等の営業許可

放射性物質の販売又は貸付の営業を行うとする者(以下営業者という。)は、営業所ごとに科学技術本部総裁の許可を受けること。

第六 使用の許可

放射性物質又は放射線発生装置を使用しようとする者(以下使用者という。)その放射線の強さ又は放射能の大きさが科学技術本部令で定める数値以下のものを使用しようとする者、それを一時的に使用しようとする者で、放射線の強さ又は放射能の大きさが科学技術本部令で定める数値以下のものを使用しようとする者、その他科学技術本部令で定める者を除く。)は、使用所ごとに、当該事業に係る主務大臣の許可を受けること。

2 前項に規定する、科学技術本部令で定める者は、放射性物質又は放射線発生装置の使用について、使用所ごとに、当該事業に係る主務大臣に届け出ること。

第七 許可の基準

科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣は、第四製造、第五の販売等の営業、又は第六の使用の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、放射性物質又は放射線発生装置から放射線又は放射能が放散し、且つ、事業所内外にこれらによる危害が発生することを防止するために、定められる左の各号の規定に適合していると認めるときは、許可を与えること。但し、第五の販売等の営業の許可については第一号及び第二号の規定を適用しないこと。

一、製造に関する施設（以下「製造施設」という。）又は使用に関する施設（以下「使用施設」という。）の位置、構造及び設備が科学技術本部令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二、製造に関する方法（以下「製造方法」という。）又は使用に関する方法（以下「使用方法」という。）が科学技術本部令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三、その他製造、販売等の営業又は使用が障害の防止に支障がないものであること。

第八 基準適合義務

製造者又は使用者は、その製造施設又は使用施設の位置、製造及び設備並びに製造方法又は使用方法を第七の一、及び二の技術上の基準に適合するよう、維持すること。

第九 基準適合命令

科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣は製造施設若しくは製造方法又は使用施設若しくは使用方法が第七の技術上の基準に適合しないと認めるときは、これに適合するよう、改善命令を発することができること。

第十 製造施設等の変更

製造者又は使用者（第六の政令で定める者を除く。）がその製造施設又は使用施設の位置、構造若しくは設備又は製造方法若しくは使用方法を変更しようとするときは、科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣の許可を受けること、この場合においては、第七の技術上の基準に関する規定を準用すること。

第十一 貯蔵

放射性物質の貯蔵は、貯蔵庫及び貯蔵の方法に関し、科学技術本部令で定める技術上の基準に従つて、これを行うこと。

第十二 完成検査

製造施設、使用施設（許可を要する場合の使用施設に限る。）又は貯蔵庫の設置、移転又は変更の工事をした場合は、科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用してはならないこと。

第十三 製造等の廃止の届出

製造者、販売者、使用者又は貯蔵庫の所有者若しくは占有者（製造者、販売者又は使用者で貯蔵庫を所有又は占有する者を除く。）（以下「事業者」という。）は放射性物質又は放射線発生装置の製造、販売等の営業、使用又は貯蔵庫の所有若しくは占有を廃止したときは、その旨を科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣に届け出ること。

第十四 製造等の廃止等の措置

事業者は、放射性物質の製造、販売等の営業又は使用の一部又は全部を廃止した場合放射性物質に関する機械、器具、その他の施設を他の用途に使用しようとする場合、その他科学技術本部令で定める場合においては、科学技術本部令で定める方法によりその残物又はその附着した機械、器具その他の施設を貯蔵、汚染除去又は廃棄すること。

第十五 廃棄

放射性物質（及び放射性汚染物件）の廃棄は事業所内外にこれらによる危害が発生することを防止するために水処理、沈澱濾過、稀釈、拡散その他の方法に応じて科学技術本部令で定める技術上の基準に従つてこれを行うこと。

2 前項の場合の放射性物質及び放射性汚染物件の廃棄物で科学技術本部令で定めるものは科学技術本部の指定する回収機関に引渡さねばならないこと。

第十六 製品検査

放射性物質又は放射線発生装置で科学技術本部令で定めるものの製造又は輸入をした者は、科学技術本部総裁が行う安全検査を受け、これに合格したものでなければ譲渡若しくは引渡又は使用（試験のための使用を除く。）をしてはならないこと。

第十七 輸入及び輸出

放射性物質を輸入しようとする者は、科学技術本部総裁の許可を受けること。

2 放射性物質の輸出又は放射線発生装置の輸入若しくは輸出をしようとする者は、科学技術本部総裁に届け出ること。

第十八 譲渡及び譲受の許可

放射性物質を譲渡又は譲受しようとする者は、科学技術本部総裁の許可を受けること。但し製造者、販売業者又は使用者がなす場合はこの限りではないこと。

2 放射線発生装置を譲渡又は譲受しようとする者は、その旨を科学技術本部総裁に届け出ること。

第十九 運搬の制限

放射性物質を運搬（事業者の中で行う運搬を除く。以下同じ。）しようとする場合には、その荷送人は、その旨を科学技術本部総裁に届け出て、運搬証明書の交付を受けること。放射性物質を運搬する場合には、運搬証明書を携帯し、且つ、運搬容器、包装、運搬経路積載方法その他に關し、科学技術本部令で定める技術上の基準に従つて、これを行うこと。

第二十 所持者の限定

放射性物質は製造者、販売者、使用者又は許可を受けて輸入若しくは譲受した者その他この法律の規定により所持することができる者（以下「所持者」という。）を除いては、所持してはならないこと。

第三章 保安

第二十一 測定

事業者は、科学技術本部令で定めるところにより、放射線により障害の危険のある事業所の場所について、放射線の強さまたは放射性ガス、粉塵等の放射能の大きさを測定し、その結果を記録し、及び保存し、ならびに科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣に報告すること。

2 科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣は、障害の防止のため必要があるときは、事業者又は科学技術本部総裁の指定

する者に対し、事業所はその場所について放射線の強さまたは放射性ガス、粉塵等の放射能の大きさを測定を命ずることができること。

第二十二

事業者は、その放射線による障害の危険のある事業所の場所に立入ろうとする者に対し第二十四の測定器のうち科学技術本部令で定める種類の測定器を携帯せしめ、これによつてその者の受ける放射線の線量を測定せしめること。

第二十三 測定方法

事業者は、放射線を測定しようとする場合には、科学技術本部令で定める測定方法に従つてこれを行うこと。

第二十四 測定器

事業者が使用する、放射線または放射能を測定する器具（以下「測定器」という。）は、左の各号の一に該当するものでなければならぬこと。但し、第一号または第二号の許可を受けていない者の製造に係る測定器であつて通商産業省令で定めるところにより、性能検査を受け、これに合格したものは、この限りでないこと。

一、工業標準化法第十九条の表示を附けることを許可された者の製造に係る当該表示の附けられた測定器。

二、次条の規定により同条にいう表示を附けることを許可された者の製造に係る、当該表示の附けられた測定器。

三、輸入した測定器であつて、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の型式承認を受けたものまたは当該型式承認を受けていない場合にあつては、通商産業省令で定めるところにより性能検査を受け、これに合格したもの。

2 事業者は、その使用する測定器について、通商産業省令で定める期間毎に、通商産業省令の定めるところにより定期的に第一次標準器により較正試験を受けた検査用標準器を使用してその性能検査を行い、補正しなければならないこと。事業者は補正した測定器でなければ使用してはならないこと。

第二十五 測定器の表示

測定器の製造業者は、工業標準化法に基く日本工業規格の定められていない測定器について、通商産業大臣の許可を受ければ、何人も同項の表示またはこれと紛らわしい表示を附けてはならないこと。

2 前項の許可を受けた者でなければ、何人も同項の表示またはこれと紛らわしい表示を附けてはならないこと。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、その製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件を審査すること。

4 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、その職員に製造業者の工場、事業場その他必要な場所に立入り、測定器、製造設備その他の技術的生産、条件を検査させることができること。

5 通商産業大臣は測定器に第一項の表示を付けさせることが適当でないときは、同項の許可を取り消すことができること。

第二十六 測定器の校正

第二十四の測定器のうち通商産業省令で定めるものを使用する事業者は当該測定器について通商産業省令で定めるところにより校正しなければならないこと。

第二十七 管理規則

製造者又は使用者(第六第二項の政令で定めるものを除く。)は、製造所又は使用所ごとに危害防止のために必要な製造管理規則又は使用管理規則を定め、科学技術本部総裁又は当該事業者に係る主務大臣の認可を受けねばならぬこと。

2 科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣は、製造管理又は使用管理規則が、第七の第一号及び第二号の技術上の基準に適合していないと認めるとき、その他危害の防止に適當でないとして認めるときは前項の認可をしてはならないこと。

3 科学技術本部総裁又は当該事業に係る大臣は、製造管理規則又は使用管理規則が危害防止上不適当と認めるときは、その変更を命ずることができること。

4 製造者若しくは使用者(第六第一項の政令で定めるものを除く。)及びその従業者は、製造管理規則又は使用管理規則を遵守しなければならないこと。

第二十八 従業者の教育等
事業者は、危害を防止するため科学技術本部令で定めるところにより、従業者に対して必要な教育及び訓練を行わなければならないこと。

第二十九 作業主任者及び取扱主任者
製造者は、作業主任免状を有する者のうちから、作業主任者を選任し、これに製造作業にかかる保安監督を行わせること。使用者(第六第一項の政令で定める者を除く。)販売者又は貯蔵庫の所有者若しくは占有者は、同様に、取扱主任者を選任してこれに保安監督を行わせること。

2 作業主任者及び取扱主任者は次に掲げる各号の一に該当するものではないなければならないこと。

一、資格認定又は科学技術本部総裁の定める試験に合格したもの。
二、その他政令で定めるもの。

第三十 保安検査
事業者は科学技術本部令で定める障害の危険のある施設について、科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣が毎年定期に行う保安検査を受けること。

第三十一 事故の場合の措置
放射性物質、放射性物質の製造施設、使用施設、貯蔵庫が地震、火災その他により障害の発生を危険を生じ、又は障害が発生した場合には、これらの所有者又は占有者は直ちに、科学技術本部令で定める技術上の基準により応急の措置を講ずること。

2 前項の事態が発生した場合には、同項の所有者又は占有者は、遅滞なく、科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣にその旨を届け出ること。同項の事態を発見した者は、警察官、又は海上保安官及び保健所に届け出ること。

3 放射性物質が盗難その他により紛失した場合には、その所有者又は占有者は、直ちに、科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣ならびに警察官、または海上保安官及び保健所に届け出ること。

第三十二 緊急措置
科学技術本部総裁又は当該事業に係る主務大臣は、障害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができること。

一、事業者に対し、その施設の一部又は全部の使用の一時停止又は製造、販売、使用、貯蔵若しくは運搬の一時禁止その他の制限を命ずること。
二、放射性物質の所有者又は占有者その他の者に対し、その汚染除去、所在場所の変更又は廃棄を命ずること。

第四章 保健
第三十三 年少者等の就業制限
事業者は、十八才未満の者又は妊婦に放射性物質又は放射線発生装置の放射能による危険な作業に就かせてはならないこと。

第三十四 未経験者等の作業制限
事業者は、放射線による特に危険のある作業過程について必要な経験のない、又は技能を有しない従業者をこれに就かせてはならない

第三十五 健康診断
こと。

事業者は、その従業者を放射線又は放射能による危険のある作業に配置するとき及び労働省令で定める期間ごとに、労働省令で定めるところにより健康診断を受けさせなければならないこと。

第三十六 障害者等の取扱

事業者は、第二十二に定める被曝量の測定の結果過度に放射線にさらされたことが明らかになつた者、第三十五に定める健康診断の結果、放射線による障害を受けていることが明らかになつた者、放射性物質による体表の汚染を安全な程度にまで除去し得ない者、および放射性物質を危険な程度に体内に摂取した者に対して、労働省令の定めるところにより、放射線にさらされることの禁止、放射線にさらされる危険のある作業に従事する時間の短縮、放射線による危険のない作業への配置換、有給休暇を与えること、治療を行わせること、危険手当を支給すること等、障害の発生、増悪の防止、障害の回復または危険作業に対する処遇に関する必要な措置を講じなければならないこと。

第三十七 障害者の届出

事業者は、放射線による危険のおそれのある作業に就いている従業者についての健康診断の結果を記録、保存し、放射線による障害を受け、又は受けたおそれのある従業者が発生した場合にその旨を、労働大臣に届け出ること。

2 労働大臣は前項の届出を受けたときは、

第三十八 国の検診命令

労働大臣は、必要と認められる場合には、事業主に対しその従業者に対する健康診断又は放射線による障害を受け、若しくは受けたおそれのあるものに対する検診を実施させ、その結果を報告させることができること。

第三十九 障害者の作業中止

労働大臣は、事業所において放射線による障害を受けた者が発生した場合には、事業者に対し、これに当該作業に従事することを中止せしめること、その他、必要な事項を命ずることができる。

第四十 前各条の労働大臣及び労働省令とあるは、国家公務員については、人事院総裁及び人事院規則とする。

第五章 放射性汚染物件の検査、処理の方法等

第四十一 放射線検査施設

都道府県に放射線検査施設を設置し、これをして放射性汚染物件の放射線の測定を行わしめ、及びその結果を厚生大臣に報告せしめること。

第四十二 検査物件の採取等

厚生大臣は、放射性汚染物件を採取し、これを放射線検査施設に検査せしめること。

第四十三 医師の届出

医師は、放射線による障害を受け、又は受けたおそれのある者を診断した場合には、その旨を厚生大臣に届け出ること。

第四十四 厚生大臣の措置

厚生大臣は、放射線検査施設の検査又は医師の届出の結果、必要と認められる場合には、左の措置を講ずることができること。

一、健康診断又は死体検査

二、危険のおそれある地域への立入禁止、立退又は交通遮断

三、漁撈、遊泳又は水の使用の禁止

四、放射性汚染物件の廃棄

第四十五 国の検査機関

厚生大臣は、国の機関を指定してこれに放射性汚染物件の分析及び検査を行わせ、その結果を報告させることができること。

第四十六 放射線監視員

都道府県に放射線監視員を置き、都道府県知事は、これに放射性汚染物件の探査、採取その他を行わせること。

第四十七 国の補償

厚生大臣が第四十四の第四号の規定により放射性汚染物件の廃棄を命じた場合にありて、国の責任に基づくときは国はその廃棄をした者に対し適当な補償をなし得ること。

第四十八 国の検査費用の負担

放射線検査施設の設置及びその検査の実施に要する費用については政令の定めるところにより、国は、その一部を負担すること。

第六章 雑 則

第四十九

前各条の規定による科学技術本部総裁又は主務大臣の権限はこれを都道府県知事に委任することができること。

第五十 報告徴収

科学技術本部総裁又は主務大臣は、障害を防止するため必要があると認められるときは、事業者その他の者に対し、報告させることができること。

第五十一 立入検査

科学技術本部総裁又は主務大臣は、障害を防止するため必要があると認められるときは、事業所に立入り、必要な物件を検査する等の措置を取ることができること。

第五十二

科学技術本部総裁又は主務大臣は、障害を防止するため必要があると認められるときは、事業者その他の者に対し、科学技術本部令又は主務省令に定めるところにより、帳簿を備え記録させること。

第五十三 連絡調整

本法施行に関する連絡調整は科学技術本部がこれに当ること。
罰則、附則等省略

五、附 録

1 共同 声 明

ジュネーブに於ける原子力平和利用国際会議に出席し、且つその国の実情を調査したが、われわれは有力国に於ける原子力の平和的利用が予想以上に広く且つ深く発展し原子力時代に当面している事実を驚き、わが国も世界の進運に遅れないため次の要綱により急速に強力な政策を確立することに完全に意見の一致を見た。

- (1) 超党派的に長期的年次計画を確立し、これを推進して本問題は戦争の圏外に置くこと。
- (2) 総合的基本法たる原子力法を至急制定し、平和利用及び日本学術会議の所謂三原則の基本線を厳守するとともに、資源、燃料、技術の国家的管理、安全保障、教育及び技術者養成、国際協力等の事項を規定すること。
- (3) 機構については、国会に科学技術に関する常任委員会を設置し、政府に科学技術行政機構を確立して科学技術並に原子力平和利用を推進するとともに、平和利用の開発、研究、及び探鉱精錬を担当する二公社を設立し、広く官民の科学技術力を融合協力せしめて弾力性ある組織とすること。尚原子核研究所は右開発研究の公社に統合せられるものとする。
- (4) 国際協力に関しては、如何なる国とも積極的に研究、開発の提携協力をを行い、特に設立されると予想される国連の原子力平和利用機関にはわが国の特殊な事情と鑑み、有力な発言権を確保する様推進すること。
- (5) 当面の建設計画としては、総合的研究所の設立と併行して、三年以内によくとも二個以上の実験炉及び現在計画中の一号炉を完成しその進行に応じて発電実験炉の建設に着手すること。

右及び総合基礎研究の諸経費として、三年間に約三百億円の予算を確保すること。
われわれは、右諸問題の推進につき各方面の御諒解と熱烈なる御協力を切望して止まない。

昭和三十年九月十二日

原子力調査国会議員団

中 曾 根	康 弘(民主)
前 田 正	男(自由)
村 茂	治(左社)
前 重	義(右社)
松 志	

Clipping from
The New York Times

Date Sept. 18, 1955

For Peaceful Use of Atom

Establishment of an International Organization Is Advocated

The signers of the following letter are members of the House of Representatives of Japan.

TO THE EDITOR OF THE NEW YORK TIMES:

We have just completed a visit in your country. We were designated by Japan's major political parties to attend the international conference on the peaceful uses of atomic energy held at Geneva. After the conference we visited various countries of Europe to observe the progress they have made in this field.

We have long been concerned about the welfare of the twenty-five "Hiroshima girls," who were among the first victims of the atom bomb and who were invited to this country to receive medical treatment.

We had an opportunity to see some of them at Mount Sinai Hospital. We were very happy to see that American medical science is giving them new hope and that they fully realize the love and kindness of the American people, in spite of the language barrier, different customs and the girls' physical and psychological sufferings.

As members of the National Diet of Japan we wish to express our profound gratitude to the American people at whose homes they are staying, to the American doctors and nurses and all who are concerned with their medical treatment, and to all the people who have made this humanitarian project possible.

We believe that all the victims of the atom bomb should be treated and healed in Japan. On the other hand, it is good that the girls were given an opportunity to appreciate the goodwill of the American people and are benefited by the advanced plastic surgery of America.

We believe that the tragic experience of Hiroshima and Nagasaki should not be wasted, but that it should become a guide post in the progress of mankind in the twentieth century. We feel that we are duty bound to take all possible steps against a misuse of atomic energy that may cause a similar tragedy of far greater magnitude.

Therefore we are seriously interested in international cooperation for the peaceful use of atomic energy. We urgently desire that an international organization for this purpose be quickly established and that Japan be enabled to join it and contribute as best as she can to the welfare of mankind.

YASUHIRO NAKASONE, M. P., Democratic Party.
MASAO MAEDA, M. P., Liberal Party.
SHIGEHARU SHIMURA, M. P., Left Wing Socialist Party.
SHIGEYOSHI MATSUMAE, M. P., Right Wing Socialist Party.
Tokyo, Sept. 10, 1955.

2 ニュー・ヨーク タイムズに対する公開手紙

我々日本の各有力政党を代表する国会議員は、ジュネーヴの原子力平和利用国際会議に参加し、その帰途各国に於ける平和利用の進展状況を視察してニュー・ヨークに來た。

我々は日本を立つ前、ニュー・ヨークに於て、広島に於ける二十五人の日本の若き女性が米国民の家庭に引取られ、米国の病院に於て看護を受けていることを聞き、その結果について深い関心をもつて來たのであるが、今回幸にその犠牲者の数人の女性に面会しその感想を聞くことを得た。

我々は茲に日本国會議員として、深甚なる謝意と敬意を引取られた米人家庭、医師を始め医療関係者其他本件につき尽力された市民各位に、表明する次第である。

彼女等の待遇は極めて良好であり、又秀れた米国の医術は彼女等に希望を蘇えらせつつある。人種と国境を越えた米国民の愛情が言語習慣の差異や、又被害に基因する肉體上、心理上の諸々の困難を克服して、完全に諳解され感謝されていたのである。

我々はこれらの犠牲者は当然日本に於て治療されるべきものと信ずる。然し米国民の好意と米国の優秀なる整形医術に我々の犠牲者を委ねることも又有意義のことと思ひ宜敷しくお願いしたいと思ふ。而して我々はこの広島に於ける犠牲者を歴史の反古として葬ることなく、これを生かすことこそ今世紀に於ける人類の進歩の偉大な道標であると思ふ。

我々は近代史に於て久しく失われた人類愛の復活を今ニュー・ヨークに於て眼の辺り見て、無限の感激を覚ゆると共に我々も又自ら人類の一員として原子力の平和的開拓に協力する責任を感じる。

原子力は本来、国際協力により平和のため利用されなければならぬものである。日本国民は過去の経験に鑑み、原子力の平和的国際協力に重大な関心を持つてゐる。我々は茲に米国民に対して重ねて謝意を表明すると共に、平和利用の国際協力機関が速かに設立され、日本もそこに参加して最大限の貢献を致す途が開かれることを念願していることを併せて表明するものである。

一九五五年九月六日

日本国原子力平和利用調査国會議員団

中 曾 康 弘(民主 党)
前 田 根 男(自由 党)
志 村 重 治(左派社会 党)
松 重 義(右派社会 党)